

1. 事業の目的

平成23年8月15日に閣議決定された「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」においては、規制と利用を分離しつつ、原子力安全規制に係る関係業務を一元化し、原子力安全行政に関する信頼回復とその機能向上を図るため、環境省に原子力安全庁（仮称）を設置することとされた。原子力安全庁（仮称）の設置については、平成24年4月の設置を目指して作業を行うこととされており、そのために平成23年度中に必要となる準備を行うもの。

2. 事業の概要

平成24年4月に原子力安全庁（仮称）を設置するために平成23年度中に必要となる準備作業として、情報処理基盤整備等を行う。

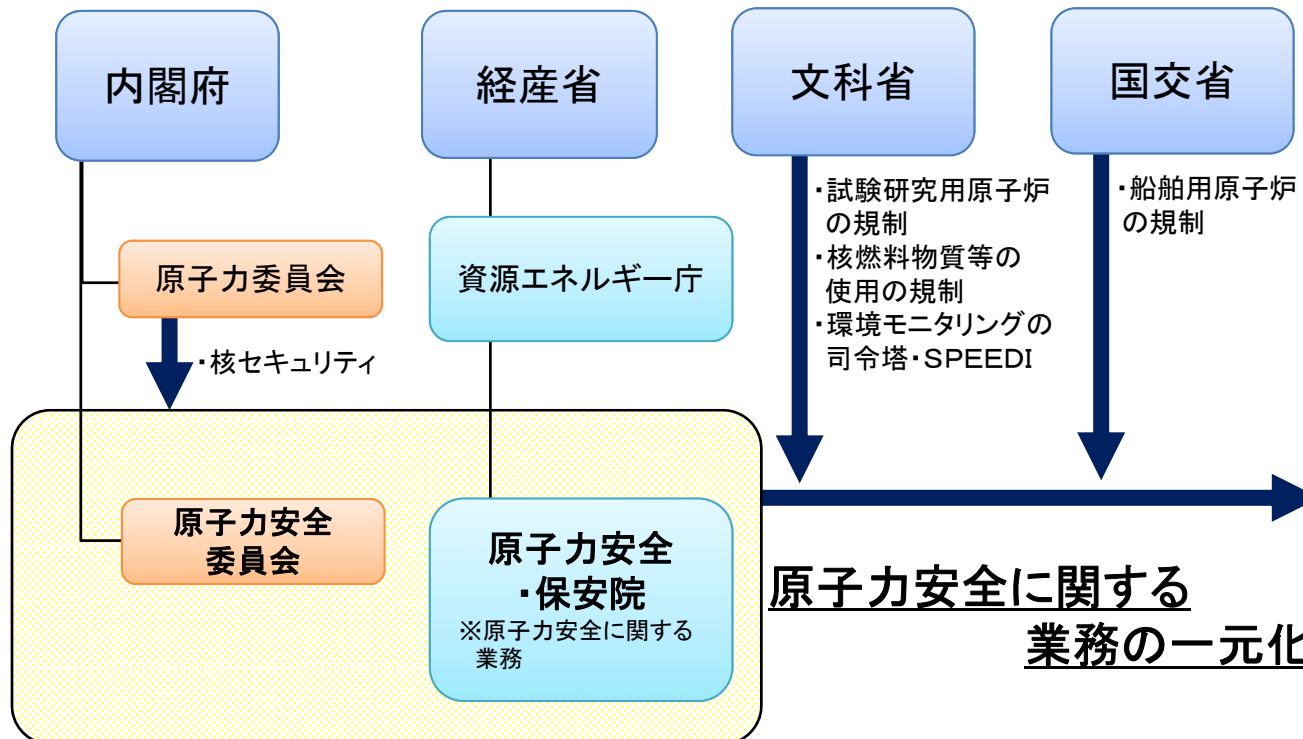
3. 積算

- | | |
|----------------|----------|
| （1）情報処理業務庁費 | 1,359百万円 |
| （2）移転・執務環境整備費等 | 815百万円 |

原子力安全規制に関する新組織のイメージ案

- 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省にその外局として、原子力安全庁(仮称)を設置する。
- 原子力安全委員会については、規制と利用の分離により、中核的機能であるダブルチェック機能の意義が薄れることから、その位置づけ・役割を見直し、専門的知見を活かした助言・諮問機関として、新組織の下に、原子力安全審議会(仮称)を置く。

【現在の原子力安全行政組織】



【新組織】

